

## 参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和5年4月5日

支出負担行為担当官

気象庁総務部長 石谷 俊史

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

### 1 当該招請の主旨

本調査研究については、次期静止気象衛星（以下「ひまわり10号」という。）及びその後継機（以下、これら両者を「後継機」という。）を見据え令和3年度から3か年計画で実施する「宇宙開発利用加速化戦略プログラム」の一環として、令和4年度までの調査研究で取りまとめた宇宙環境観測機能同時搭載のための技術要件等を基に、後継機への宇宙環境観測機能及び気象観測機能の同時搭載性の評価等を行うものであるが、本調査研究の実施にあたり、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本調査研究の実施に必要な、令和4年度までの調査研究によって得られた、気象観測機能及び衛星本体に関する技術情報並びに宇宙環境観測機能の技術要件等の背景情報及び調整経緯を熟知している法人等との契約手続きに移行する。

なお、4の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

### 2 業務概要

- (1) 業務名 ひまわり後継衛星への宇宙環境観測機能及び気象観測機能の同時搭載に関する調査研究
- (2) 業務内容 宇宙環境観測機能及び気象観測機能を同時搭載し運用するための要求事項等を取りまとめ、運用を見据えたひまわり10号への同時搭載性の評価を行うとともに、ひまわり10号の後継機において搭載の可能性がある宇宙環境観測機能及び気象観測機能の同時搭載性の評価等を行うもの。
- (3) 履行期限 令和6年3月27日（水）

### 3 業務目的

本業務は、ひまわりの後継機への宇宙環境観測機能及び気象観測機能の確実な同時搭載に繋げることを目的とする。

### 4 応募要件

- (1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和 4・5・6 年度国土交通省（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③ 気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該条件が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

本調査研究の実施のために必要となる、衛星の専門知識及び調査研究能力を有することに加え、令和 4 年度までの調査研究で得られた次の情報を熟知していること。

- ① 後継機へ搭載の候補となる複数の気象観測機能についての、衛星本体への搭載条件等の技術情報
- ② 後継機の候補となる複数の衛星メーカーによる衛星本体についての、機器搭載性等の技術情報
- ③ 宇宙環境観測機能の同時搭載のための技術要件等の背景情報及び調整経緯

(3) 中立性・公平性に関する要件

本調査研究を実施するうえで必要とされる行政的な見地に立ち、特に気象庁が行う後継機の調達手続において公平性が担保されるように、公平かつ中立的な立場を保たなければならない。

(4) 守秘性に関する要件

- ① 本調査研究の実施にあたり収集した収集した情報について、その取扱制限を情報提供元によく確認し、適切に取り扱うこと。また、必要に応じて秘密保持契約などの措置を講ずること。
- ② 本調査研究の実施にあたり発注者から提供された情報について、本調査研究以外の目的で使用してはならない。
- ③ 本調査研究の実施にあたり発注者から提供された情報及び本調査研究の成果物について、受注者は契約期間中及び契約終了後において秘密保持の義務を負うものとし、発注者の許可を受けた場合を除き、当該情報を第三者に開示してはならない。

(5) 情報管理体制に関する要件

本業務で知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報であって、当庁が保護を要さないことを同意していない一切の情報をいう。）を適切に管理する体制を有すること。

(6) 業務実績に関する要件

本調査研究と同種の調査研究の実績を有すること。

## 5 手続等

### (1) 担当部局

〒105-8431 東京都港区虎ノ門 3-6-9

気象庁 総務部 総務課 調達管理室 第二契約係 下村 政人

電話 03-6758-3900（内線 2519）

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和5年4月5日（水）から令和5年4月24日（月）まで （1）①に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和5年4月25日（火）17時まで （1）に同じ。 持参、郵送（書留郵便に限る。）  
又は電送（事前に（1）へ連絡を入れること）すること。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5（1）に同じ。

(3) 一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

(4) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において  
関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない場合も5（3）により参加意思確認書を提出  
することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で該当  
入札の競争参加資格確認申請を行う場合には当該資格を有していなければならない。

(5) 詳細は説明書による。